

PTAにおける総会などの開催について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況をふまえて、国や自治体において行動指針の提示などの対応がされています。

福井県においては、感染拡大特別警報が発出されていたところ、4月11日以降は感染拡大警報に切り替えられることが、昨日発表されました。同時に、県民行動指針の Ver. 39も公表されています。

こうした状況に鑑み、各PTAにおける総会などの開催について、当連合会としては、以下の通りガイドライン(令和4年4月7日常任理事会承認)をお示しします。

これはあくまでもガイドラインであり、各PTAに対して拘束力を持つものではありませんが、県民行動指針の最新版などと合わせて参照し、会員・児童生徒の安全・健康を守るための環境・条件を整えながら、過度に委縮することなく、適切かつ自律的なPTA運営を行ってください。

- (1) 以下のいずれかに該当する場合においては、多数の会員が会場に集会して行う総会・諸会議は開催しないこととするのが望ましい。この場合、開催の延期や、書面決議・委任状出席などの代替的な手段によって、会員の意思を反映したPTA運営を担保する。 ※以下のいずれにも該当しない場合は、総会などを開催すること自体について、特に問題は無い。ただし、後記(3) 遵守のこと。
 - ① 国、福井県あるいは福井市が、集会・行事の開催を見送ることを明確に指示・要請している場合
 - ② 国、福井県あるいは福井市が、一定の員数を超える集会・行事の自粛を明確に指示・要請している場合であって、総会などに出席が見込まれる想定会員数が、所定の員数を超える場合
 - ③ 総会開催日当日時点において、当該学校全体が休校となっている場合
- (2) 規約や会費を改正・改定する場合、予算や事業計画について平年と比べて大幅な変更を行う場合など、重要な議案がある場合には、会員が実参加して討論・審議することが適切と思われるため、安易に書面審議とすべきではない。
- (3) 実際に会員らが集会して総会などを行う場合においては、以下の条件を満たすように運営する。
 - ① 入校時における手指消毒(もしくは手洗い)及びマスク着用を徹底すること
 - ② 陽性者・濃厚接触者であって国・自治体の定める待機期間等を経過していない者や、体調不良者については、欠席・退席いただくこと
 - ③ マスク不着用や体調不良などを理由として会員を欠席・退席させる場合には、書面投票や委任状を活用し、当該会員の意思反映に配慮すること
 - ④ 出席者同士が過密にならないように一定の距離を確保すること
 - ⑤ 要領の良い議事運営に心がけ、可能な限り短時間で終わらせること(会議が長時間に及ぶ場合は、一定時間ごとに会議場の換気を行うこと)

令和2年度福井市 PTA 研究大会(令和3年1月30日開催)における福井県済生会病院・岩井和之医師のご講演の通り、こうした感染症などのリスク対応においては、学校・PTA などの間におけるリスクコミュニケーションこそが重要です(※ご講演については、下記 QR コードから接続する YouTube チャンネルにてご覧いただくことができます。リスクコミュニケーションの重要性については1:42:00頃。ただし、感染症・ワクチンなどの説明についてはあくまでも令和3年1月時点での情報にのっとったものであり、現在においてはすでに情報が古くなっているため、ご注意ください。)

行事開催や部活動などに対しては、積極的な方も慎重な方もいらっしゃいます。そのような中で、学校行事やPTA活動、児童・保護者らの日常生活・活動に対して、(行事には積極か消極か、感染予防対策をどの程度まで徹底していくかなど) 私たちがどのような考え方で臨むこととするのか。会員間の相互理解を図るとともに、基本的な方向性を検討し、共有する場として、総会や諸会議をご活用いただけましたら幸いです。

令和2年度研究大会
岩井医師の講演は
こちらから ⇒



<問い合わせ先>

福井市PTA連合会事務局

TEL : 0776-26-4058 FAX : 0776-26-4358

E-mail : fcpta@mx4.fctv.ne.jp